

報告第8号

地方公共団体の財政の健全化に関する比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年8月25日提出

幸手市長 木村純夫

令和4年度決算における地方公共団体の財政の健全化に関する比率

(単位：%)

実質赤字比率	— (13.20)
連結実質赤字比率	— (18.20)
実質公債費比率	3.8 (25.0)
将来負担比率	25.5 (350.0)
資金不足比率	
水道事業会計	— (20.0)
公共下水道事業会計	— (20.0)
農業集落排水事業特別会計	— (20.0)

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額又は資金不足額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載しています。
- 2 令和4年度決算に基づく幸手市の早期健全化基準（資金不足比率においては経営健全化基準）を括弧内に記載しています。